

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン 及び受検手数料の返還基準について

受検申請される前に全ての項目を一読願います。

※受検申請いただいた方は、本内容を了承いただいたものと判断し、受付いたします。

受検申請時のお願い

1. 技能検定の受検申請は、できるだけ郵送でお願いします。
2. 窓口での申請を希望される方は、申請時に必ずマスクの着用をお願いします。

試験会場でのお願い

1. マスクの持参及び会場内でのマスクの着用をお願いします。
※ただし、実技試験においては、職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、フェイスシールド着用等の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととする
ことも可能とします。
粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用
に代えることとして差し支えありません。
外気を取り込みにくいN95などのマスクは、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があること
から、できるだけ着用を控えるか、十分に対策をとってください。
2. 試験当日の受付時に検温（37.5℃以上の発熱が検知された場合は再検温）を行いますので、ご協力をお願いします。
※原則として、再検温しても37.5℃以上の発熱が検知される方につきましては、試験会場への入室ができません。
3. 会場に設置しているアルコール等を利用し、適宜、手指の消毒をお願いします。
4. 試験日前2週間における以下(ア)～(ク)の事項の確認のため、受検票とともに申告書を送付しますので、試験
当日に記入し、受付時に受検票とともに提出願います。
(ア) 平熱を超える発熱
(イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
(ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ
(エ) 嗅覚や味覚の異常
(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等
(カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
(キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
(ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該
国等の在住者との濃厚接触の有無
5. 試験の受付時、休憩時、及び食事等において、人と人との間隔を少なくとも1メートル取ってください。
6. 咳等が激しく続き、明らかに体調が優れないと認められ、試験実施や他の受検者に影響があると判断した場合は、
職員がお声がけして状況を確認させていただきます。
状況を総合的に勘案し、①一時退出、②受検の自粛を申し入れる場合がございます。
※①一時退出した場合、試験時間の延長等はありません。
※②途中で試験が終了となった場合、その時点で採点を行います。（返金はありません）

受検手数料返還基準（①～④のいずれかに該当した場合は返還対象）

- ① 技能検定試験が中止となった場合。
 - ② 技能検定試験が延期となった場合。（延期日程前までに、受検申請者本人から、延期した日程で受検ができな
い旨の連絡があった場合に限り。）
 - ③ 新型コロナウイルスに感染した場合。（病院からの診断書や、各種証明書等の提出を求める場合があります。）
 - ④ 新型コロナウイルス感染拡大等の影響（濃厚接触者であることが判明した等）により、試験日前までに申請取
り下げの申し出があり、その理由が受検者本人の責に帰すべきではないと当協会が判断した場合。（個別の事
案毎に返還の可否を検討します。判断の過程で、所属事業所等からの文書等の提出を求める場合があります。）
- ※実技試験と学科試験の両方で申請し、いずれかの受検が完了している状況で①～④に該当した場合、受検して
いない試験のみが返還対象となります。

受検を検討されている方へ

中央職業能力開発協会のホームページの中の「技能検定試験問題公開サイト」にて、過去に出題された実技試験及び学科試験問題が公開されておりますので、参考資料として申請前に一度ご確認ください。

中央職業能力開発協会ホームページ ⇨ <https://www.kentei.javada.or.jp/>

※2年に1回あるいは3年に1回実施の職種（作業）については公開されていない可能性があります。

受検手数料

- 消費税率の引き上げに伴い令和元年度後期から受検手数料が変更となりました。
- ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的に、平成29年度後期技能検定から2級及び3級の一部の受検手数料が減額されています。

区 分		手数料 (35歳以上)	手数料 (35歳未満)
実技試験	特級	18,200円	18,200円
	1級	18,200円	18,200円
	2級（五輪含む）	18,200円	9,200円
	3級（在校生を除く）	18,200円	9,200円
	3級在校生（※）	12,100円	3,100円
	単一等級	18,200円	18,200円
学科試験		3,100円	3,100円
実技＋学科試験	特級	21,300円	21,300円
	1級	21,300円	21,300円
	2級（五輪含む）	21,300円	12,300円
	3級（在校生を除く）	21,300円	12,300円
	3級在校生（※）	15,200円	6,200円
	単一等級	21,300円	21,300円

（※）在校生とは、次に掲げる方をいいます。

- 公共職業能力開発施設で職業訓練を受けている方（短期訓練課程を除きます。）
- 認定職業訓練施設で訓練を受けている方（短期訓練課程及び現に雇用されている方を除きます。）
- 職業能力開発総合大学校に在学する方
- 高等学校／中等教育学校（後期課程に限りま
- す。）／特別支援学校（高等部に限りま
- す。）／大学／高等専門学校／専修学校及び各種学校に在学する方

【減額の対象となる方】

次のア～ウに掲げる要件を全て満たす方になります。

ア 2級又は3級の実技試験を受検する方。

イ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない方。

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者に該当しない方。

減額（外国人受検者）及び学割申請について

- 外国人の方が減額申請される場合、「出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者に該当しない」ことを証明できる書類の写しを技能検定受検申請書に貼付してください。（例：在留カード等）在留カード等の本人確認書類は表面（本人確認書類貼り付け欄）に、その他の書類は裏面（証明書類のりづけ部分）に貼付してください。写しの貼付がない場合、減額の対象となりません。

※「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」等の在留資格が減額対象となります。

「技能実習」「留学」等の在留資格は減額の対象となりません。

- 在校生の方が学割申請される場合、技能検定受検申請書の表面（本人確認書類貼り付け欄）に「学生証の写し」を添付するか、申請書の裏面（証明書類のりづけ部分）に「在学証明書」を貼付してください。

「学生証の写し」または「在学証明書」のいずれも貼付がない場合、学割の対象となりません。

※学生証は、毎年更新して発行されるタイプの場合、受検年度に発行された最新のものの以外は無効となります。

学生証の写しを受付期間中に準備できない場合、事前に当協会に連絡してください。

実施職種・実施日時

実技試験には、製作等作業試験のみ実施するもの、又は製作等作業試験と計画立案等作業試験を実施するもの並びに判断等試験を行うもの等、職種(作業)によって異なりますので、予めご確認ください。(計画立案等作業試験は、実技試験の一部で、学科試験とは区別されています。)詳細は〔12〕ページ～〔19〕ページの「実技試験問題の概要」をお読みください。

1級及び2級 (31職種54作業)

検定職種名	作業名	試験の全国統一実施日		
		学科試験日	実技試験日	
			製作等作業試験・判断等試験	計画立案等作業試験
造園	造園工事作業	8 / 22 10:00	6 / 7～9 / 12の間 (製作・判断)	－
金属熱処理	一般熱処理作業	8 / 22 10:00	6 / 7～9 / 12の間 (製作) ※1級 8 / 29 (判断) ※2級	8 / 22 13:15
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業			
機械加工	普通旋盤作業	8 / 29 10:00	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	－
	数値制御旋盤作業 ※①			8 / 29 13:15
	フライス盤作業			－
	数値制御フライス盤作業 ※①			8 / 29 13:15
	平面研削盤作業 ※①			－
	円筒研削盤作業 ※①			－
	ホブ盤作業		※実技試験は公示していません	
	数値制御ホブ盤作業 ※①②		6 / 7～9 / 12の間 (製作)	8 / 29 13:15
	マシニングセンタ作業		6 / 7～9 / 12の間 (判断)	
放電加工	数値制御彫り放電加工作業 ※①	9 / 5 10:00	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	9 / 5 13:15 (1級のみ)
	ワイヤ放電加工作業 ※①			8 / 22 13:15
金属プレス加工	金属プレス作業 ※④	8 / 22 10:00		8 / 22 13:15
鉄工	構造物鉄工作業 ※④	8 / 29 10:00		－
建築板金	内外装板金作業	9 / 5 13:15		－
	ダクト板金作業			－
めっき	溶融亜鉛めっき作業	8 / 29 10:00	9 / 5 (判断)	－
仕上げ	治工具仕上げ作業	9 / 5 10:00	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	－
	金型仕上げ作業			－
	機械組立仕上げ作業			－
電子機器組立て	電子機器組立て作業	8 / 29 13:15		－
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	9 / 5 10:00		－
建設機械整備	建設機械整備作業 ※③④	8 / 29 10:00		8 / 29 13:15
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	8 / 29 13:15		－
家具製作	家具手加工作業	8 / 29 13:15		－
建具製作	木製建具手加工作業	8 / 29 13:15		－
印刷	オフセット印刷作業	8 / 29 13:15		－
プラスチック成形	射出成形作業 ※③	※実技試験前の原料乾燥は、所属する事業所等に対応願います。 ※学科試験日 8 / 22 13:15 ※実技試験日 6 / 7～9 / 12の間 (製作)		－
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	9 / 5 13:15	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	－
とび	とび作業 ※③	8 / 22 13:15	6月中旬予定 (製作)	－
左官	左官作業	8 / 29 13:15	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	－
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	9 / 5 13:15		－
タイル張り	タイル張り作業	9 / 5 10:00		－
畳製作	畳製作作業	8 / 29 13:15		－

検定職種名	作業名	試験の全国統一実施日		
		学科試験日	実技試験日	
			製作等作業試験・判断等試験	計画立案等作業試験
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	8 / 22 13 : 15	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	—
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業			
	シーリング防水工事作業			
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業			
	FRP防水工事作業			
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	8 / 29 10 : 00		—
	木質系床仕上げ工事作業			
	鋼製下地工事作業 ※④			
	ボード仕上げ工事作業			
	化粧フィルム工事作業			
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	9 / 5 10 : 00		—
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業 ※④	8 / 22 10 : 00		—
化学分析	化学分析作業 ※⑤	8 / 22 10 : 00	8 / 29 (製作)	8 / 22 13 : 15 (1級のみ)
表装	表具作業 ※②	9 / 5 10 : 00	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	—
	壁装作業			
塗装	建築塗装作業	8 / 22 10 : 00		—
	金属塗装作業			
フラワー装飾	フラワー装飾作業	9 / 5 13 : 15		—

単一等級 (1 職種 1 作業)

路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ―工事作業	9 / 5 13:15	6 / 7～9 / 12の間 (製作)	—
--------	-------------------	-------------	---------------------	---

3 級 (10 職種 15 作業)

園芸装飾	室内園芸装飾作業	7 / 11 10:30	6 / 7～8 / 8の間 (製作)	—
造園	造園工事作業	7 / 11 13:15		—
金属熱処理	一般熱処理作業	8 / 22 10:00	8 / 29 (判断)	8 / 22 13:15
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業			
機械加工	普通旋盤作業 ※①	7 / 11 10:30	6 / 7～8 / 8の間 (製作)	—
	数値制御旋盤作業 ※①			
	フライス盤作業 ※①			
	平面研削盤作業 ※①			
	マシニングセンタ作業 ※①			
仕上げ	機械組立仕上げ作業	7 / 11 13:15	6 / 7～8 / 8の間 (製作)	—
機械検査	機械検査作業	7 / 11 13:15		—
電子機器組立て	電子機器組立て作業	7 / 11 10:30		—
建築大工	大工工事作業	7 / 11 13:15		—
化学分析	化学分析作業 ※⑤	7 / 11 10:30		—
フラワー装飾	フラワー装飾作業	7 / 11 13:15		—

※①実技試験は、原則として受検者の所属する県内の事業所で実施しますので、所属する事業所と話し合いの上、申請してください。又、日程編成の都合上、なるべく同一作業に2名以上の受検者をお願いします。

※②2年あるいは3年に1回実施する作業です。

※③実技試験については、申請者が多い場合、受検を制限する可能性があります。

※④実技試験受検において、免許や特別教育等が必要となります。

※⑤実技試験において、ビュレット (25mL) 及び全量ピペット (20mL) を持参できない場合、受検申請時に連絡願います。

技能検定を受検される方へ

※受検申請をされる前に必ず、下記事項をお読みください。

1. 技能検定受検には一定の受検資格が必要です。詳しくは〔7〕ページの受検資格をご覧ください。
2. 免除については、受検申請受付期間中に申請が必要です。詳しくは〔9〕ページの試験の免除をご覧ください。
3. 実技試験は、令和3年6月7日(月)から令和3年9月12日(日)までの間、当協会が指定する日に実施します。
(試験会場及び試験日程は受検票にて通知します。)
※ただし3級は令和3年6月7日(月)から8月8日(日)まで(金属熱処理を除く)
4. この試験は実技試験及び学科試験により行われます。なお、検定職種の中で作業が分かれている職種については、受検者がいずれか一つの試験作業を選択するものについて行います。
5. 2つ以上の検定職種(作業)を申請される方は、必ず受検するすべての職種(作業)の実技および学科試験の日程が同一日でないことを確認してください。(同一日であった場合でも、返金はありません。)
6. 実技試験及び学科試験の両方免除の場合は、後期に実施する職種(作業)でも前期の申請受付期間内に両方免除で受検申請ができます。ただし、合格証書の交付日は、一般の受検者の日程に準じます。
7. 学科試験受検の際は、必ずHBの鉛筆を持参してください。なお、電子式卓上計算機は使用できません。使用が判明した場合は、不合格扱いとなります。
8. 下記作業については、免許証又は修了証等の写しを申請書に添付し、実技試験当日は必ず持参してください。

作業名	免許又は特別教育等が必要な内容	必要な免許証又は修了証等
金属プレス作業	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等
構造物鉄工作業	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等
	アーク溶接	特別教育受講修了証等
建設機械整備作業	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等
鋼製下地工事作業	研削といし(高速といし)の取替え等	特別教育受講修了証等
ビル用サッシ施工作業	アーク溶接	特別教育受講修了証等

9. 実技試験については、全ての職種(作業)において日程や試験会場の設備、その他の都合により実施が困難な場合、受検者数を制限、又は申請を取り下げいただくことがあります。また、受検申請者の少ない職種(作業)については、実技試験を実施しないこともあります。
10. 「普通旋盤作業(1、2級)」「フライス盤作業(1、2級)」「マシニングセンタ作業(1、2級)」を除く機械加工職種及び放電加工職種の実技試験については、安全上又は試験設備の都合上、受検者の所属する事業所で実施可能な方に限ります。所属する事業所と話し合いの上、申請してください。該当する作業を所属する事業所で初めて申請する場合、あるいは前回の実施から間隔が空いて申請する場合、設備基準等の確認が必要となるため、事前にご連絡願います。
11. 射出成形の実技試験前の原料乾燥は、所属する事業所等で対応願います。
化学分析の実技試験において、ビュレット(25mL)及び全量ピペット(20mL)を持参できない場合、受検申請時に連絡願います。
12. 令和3年度(前期)技能検定学科試験、実技試験(判断等試験及び計画立案等作業試験)における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和2年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。但し、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されているものに基づく場合もあります。
13. 受検申請された方は、受検する職種の技能検定委員にはなれません。
14. 障害者が一般的な受検環境条件下では技能を十分に発揮することが困難であるため、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時にお申し出ください。
15. その他
 - (1) 受検手数料は、申請書を受理した後は、原則として返金できません。ただし、以下の場合には返金します。
・手数料に過払いが生じていた場合 ・災害等で試験が中止になった場合
 - (2) 申請書を提出後、住所を変更した場合は直ちに当協会に連絡してください。
連絡がないために受検票が届かなかった場合は責任を負いかねます。
 - (3) 受検票が令和3年6月末日までに届かない場合は、直ちに当協会に連絡してください。
(6月に実施する試験は、問題公表日(令和3年5月31日(月))以降、できるだけ早く発送します。)
 - (4) 原則として、受検票を紛失されても、再発行及び電話での受検番号の問い合わせにはお答えできません。
 - (5) 受検申請書記載内容等で確認が必要な点がでてきた場合、申請者本人あるいは所属事業所へ連絡する場合があります。

受検申請から合格発表まで

1. 受検申請書の配布

受検申請書は、当協会又は本書の裏面に記載の施設で配布しています。
なお、郵送を希望される場合は、当協会にお問い合わせください。

2. 受付期間

令和3年4月5日(月)から令和3年4月16日(金)まで(土・日・祝日を除く)

郵送の場合は、4月16日(金)の消印まで有効。

3. 提出書類

(1) 技能検定受検申請書 (令和元年度以降版) でのみ受付をします。

(2) 本人確認書類 以下のいずれかの書類の写し等を、本人確認書類として受検申請書に貼付けてください。

①運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること)その他の日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

②健康保険被保険者証 ③生徒手帳、学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

④特別永住者証明書 ⑤在留カード ⑥外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

※本人確認書類と申請書に記載した氏名の漢字、生年月日が異なる場合は、本人確認書類を基に登録しますのでご注意ください。

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方は、必ずその資格を証明することのできる合格証または免許証等の写しを技能検定受検申請書に貼付けてください。

4. 申請書の提出方法及び手数料の納付方法

受検を希望される方は、技能検定受検申請書に実技試験及び学科試験の手数料(現金)を添えて、受検申請受付期間内に当協会へ提出してください。なお、免除される試験の手数料は不要です。

※申請書を郵送で提出する場合は、申請書は簡易書留郵便で、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。受検手数料については受検申請受付期間内に「銀行振込」をお願いします。

提出先：熊本県職業能力開発協会 検定訓練課

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10 TEL (096) 285-5818

振込先：肥後銀行 県庁支店

普通預金 1048891 熊本県職業能力開発協会

※銀行振込ができない場合は
当協会までご連絡ください。

5. 受検の通知(受検票の発送)

実技試験及び学科試験の試験日時、試験会場については、受検票にて事前に通知します。

試験当日は、受検票を必ず持参してください。

6. 合格発表

合格者(一部合格者を除く)の受検番号を、県庁ホームページに掲載します。

県庁ホームページ ⇒ <https://www.pref.kumamoto.jp/>

合格発表日は、令和3年10月1日(金)。ただし、3級職種(金属熱処理を除く)は8月27日(金)です。また、合格者及び一部合格者(実技試験又は学科試験のいずれかに合格された方)には、同日付で個別に当協会からハガキで通知します。なお、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

7. 得点の開示について

受検者の得点については、口頭による開示を請求することができます。受検者本人(代理人不可)が自動車運転免許証等本人を確認できるものと受検票を持参のうえ、直接開示場所へお越しください。

なお、電話、ハガキ等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受検者本人のみ (代理人不可)	実技試験得点 学科試験得点	合格発表日から1ヶ月間 (土・日・祝日を除く)	熊本県商工労働部商工雇用創生局 労働雇用創生課

※実技試験の採点項目及び配点については、中央職業能力開発協会のホームページの中の「実技試験の採点項目及び配点」にて公開されております。

8. 合格証書の交付(再交付を含む)について

下記にお問い合わせください。

熊本県商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課 TEL (096) 333-2344

受検資格

技能検定の受検資格は、下表のとおり職業訓練歴や学歴により定められています。
又、原則として等級に応じ、検定職種について実務経験が必要です。

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧（単位 年）

受検対象者 (※1)		特級	1 級		2 級		3 級 (※7)	単一等級	
		合格後 1 級	合格後 2 級	合格後 3 級	合格後 3 級				
実務経験のみ		5 ※11	7	2	4	2	0	0 ※8	3
専門高校卒業※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る。)卒業			6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業※2・専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る。)卒業			5			0		0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く。)※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る。)卒業			4			0		0	0
専修学校※3又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800時間以上		6			0		0 ※9	1
	1,600時間以上		5			0		0 ※9	1
	3,200時間以上		4			0		0 ※9	0
短期課程の普通職業訓練修了※4※10	700時間以上		6			0		0 ※6	1
普通課程の普通職業訓練修了※4※10	2,800時間未満		5			0		0	1
	2,800時間以上		4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4※10			3	1	2	0	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了※10			1		0	0	0	0	
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了※10			1 ※5		0 ※5	0	0	0	
職業訓練指導員免許取得			1		—	—	—	0	
長期養成課程の指導員養成訓練修了※10		0		0	0	0	0		

受検資格に関する注意事項

- 実務経験年数とは、申請書受付締切日(4月16日)現在の検定職種ごとの主要な技能の内容をおおむね包含する実務(管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務を含む。)の経験及び入職後に当該検定の職種に関する訓練又は教育を受けた経験とします。※入職前の教育・訓練の年数は対象外となります。
- 1級、2級、3級の合格後とは、合格年月日(合格証書の日付)が起算日となります。なお、2級合格後の実務経験年数で1級を受検する場合の考え方は例のとおりです。
[例] 普通旋盤作業2級の合格年月日が「令和元年10月4日」の場合、受検資格が発生するのは「令和3年10月4日」以降となるので、普通旋盤作業1級を受検は令和4年度前期から可能となります。
(前提条件：令和元年10月4日以降で、計2年間以上の実務経験があること。)

- ※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
 ※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
 ※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
 ※4：職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高等職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
 ※5：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法取得コース修了者については、訓練修了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格しているものに限る。
 ※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。
 ※7：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者、また、工業高校等に在学し、特定の講習を受講し、実施責任者から「3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書」の交付を受けた者も受検できる。
 ※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。(申請時、当該作業に関連する業務に従事している場合を含む)
 ※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
 ※10：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。
 ※11：同一検定職種に限る。

検定職種に関係する大学・高等学校等の学科

※詳細は当協会にお問い合わせください。

検 定 職 種	検定職種に関連する学科	検 定 職 種	検定職種に関連する学科
園 芸 装 飾	園芸科、フラワーデザイン科、ガーデニング科	強化プラスチック成形	工業化学科
造 園	造園科	建 築 大 工	建築科、大工科
金 属 熱 処 理	や金科、金属工業科、機械科	と び	建築科
機 械 加 工	機械科	左 官	建築科
放 電 加 工	機械科	ブ ロ ッ ク 建 築	建築科
金属プレス加工	機械科	タ イ ル 張 り	建築科
鉄 工	金属工業科、機械科、造船科、建築科、土木科	昼 製 作	—
建 築 板 金	機械科、建築科	防 水 施 工	建築科
め っ き	金属工学科、工業化学科、化学工学科	内装仕上げ施工	建築科
仕 上 げ	機械科	熱 絶 縁 施 工	設備科、造船科、工業化学科 化学工学科、建築科
機 械 検 査	機械科	サ ッ シ 施 工	建築科
電子機器組立て	電子科、電気科	化 学 分 析	工業化学科、化学工学科 農芸化学科
電気機器組立て	電子科、電気科	表 装	工芸科
建 設 機 械 整 備	機械科	塗 装	建築科、工芸科、塗装科
婦人子供服製造	被服科、服装科、洋裁科	路 面 標 示 施 工	塗装科
家 具 製 作	工芸科	フ ラ ワ ー 装 飾	園芸科、フラワーデザイン科、 フラワービジネス科
建 具 製 作	建築科、工芸科		
印 刷	印刷科		
プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科		

試験の免除（申請しなければ免除されません）

※技能検定において実技試験、学科試験が免除される資格、級別、期間は下記のとおりです。

申請書提出の際、その資格を証明する書類（合格証書、免許証等の写し）を添えて提出してください。免除資格があっても受検申請受付期間中に申請がない場合、試験の免除はできません。

※実技試験又は学科試験を免除申請される場合は、免除される試験の手数料は不要です。

※実技試験及び学科試験の両方の免除申請をされる方についても、受検申請書（写真は不要）を提出する必要があります。又、その際も免除される資格を証明する書類（合格証書、免許証、一部合格通知のハガキの写し）を貼付けて提出してください。

1.技能検定関係(同一の検定職種に限る。)

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技 能 検 定 合 格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技 能 検 定 合 格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技 能 検 定 合 格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技 能 検 定 合 格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1 実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終わりまで）有効 ※2 選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2.職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。)

対 象 者			技能検定試験の免除の範囲				備考		
			特級	1級	2級	3級		単一等級	
指 導 員 試 験 合 格 又 は 指 導 員 免 許 取 得			――	学科の全部			学科の全部		
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実 務 経 験 年 数	5年	学科の全部				学科の全部	※1	
		2年	――	学科の全部			学科の全部	※1	
			――	――	学科の全部		学科の全部	※1	
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実 務 経 験 年 数	4年	――	学科の全部			学科の全部	※1
1年			――	――	学科の全部		学科の全部	※1	
		――	――	学科の全部		――	※1		
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格		技能照査合格後2年(2,800h 以上なら1年)の実務経験		――	――	学科の全部		学科の全部	※1
			――	――	学科の全部		――	※1	
短期課程の普通職業訓練 について修了時試験合格 かつ修了	1 級 技 能 士 コ ー ス		――	学科の全部			――	※1	
	2 級 技 能 士 コ ー ス		――	――	学科の全部		――	※1	
	単一等級技能士コース		――	――	――	――	学科の全部	※1	
中 央 技 能 検 定 委 員 2 年 以 上			―― ――	実技の全部及び学科の全部				実技の全部 学科の全部	
都 道 府 県 技 能 検 定 委 員 2 年 以 上			――	実技の全部			実技の全部		
技 能 五 輪 全 国 大 会 に お け る 技 能 証			――	実技の全部	――	――	実技の全部		
技 能 五 輪 地 方 大 会 に お け る 技 能 証			――	――	実技の全部		――	※2	
全国障害者技能競技大会	実 技 部 門 の 技 能 証		――	――	実技の全部		――	※2	
	学 科 部 門 の 技 能 証		――	――	学科の全部		――	※2	

※1 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

※2 有効期限を過ぎた技能証であっても有効（H16厚労告376附則第2項及び3項）

3.他法令関係

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般			—	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部			—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—	

